

令和2年 第1回

士幌町議会定例会議案

令和2年3月6日

- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（一般会計補正予算第7号）
- 議案第1号 令和元年度士幌町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 令和元年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第3号 令和元年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第4号 令和元年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第5号 令和元年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 令和元年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第7号 十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について
- 議案第8号 定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第9号 監査委員の選任について
- 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第11号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第12号 指定管理者の指定について
- 議案第13号 士幌町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 士幌町監査委員条例及び士幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 士幌町手数料徴収条例及び士幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 士幌町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を改正する条例案
- 議案第19号 士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第20号 士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 士幌高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第22号 令和2年度士幌町一般会計予算
- 議案第23号 令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第24号 令和2年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第25号 令和2年度士幌町介護保険事業特別会計予算
- 議案第26号 令和2年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第27号 令和2年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第28号 令和2年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 令和2年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月6日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第7号

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約を次のとおり変更する。

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の一部を改正する規約

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約（平成20年1月30日告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「広尾町」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会から令和2年3月31日をもって広尾町が脱退することに伴い、地方自治法第252条の6の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第8号

定住自立圏形成協定の変更について

帯広市との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定を変更する。

説 明

定住自立圏形成協定の変更について、士幌町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議決を経ようとするものである。

別紙

定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

令和2年3月
帯広市・士幌町

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と士幌町（以下「乙」という。）は、平成23年7月7日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 救急医療体制等の確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の救急医療体制等を確保するため、圏域唯一の三次救急医療機関である救命救急センター等の維持・充実を図るとともに、患者の症状に応じた適切な医療機関の利用の啓発に努める。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、甲の住民に啓発を行う。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、乙の住民に啓発を行う。

(2) 地域医療体制の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の地域医療体制の充実を図るため、圏域内における医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に向けた検討をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 検討会議を主催するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、乙と連携して取組をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 甲が主催する検討会議に参加するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、甲と連携して取組をすすめる。

2 福祉

(1) 地域活動支援センターの広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの広域利用をすすめる。	ア 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。 イ 連携に関する調整や助言を行う。	地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。

(2) 保育所の広域入所の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組をすすめる。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。

(3) 高齢者の生活支援体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向けた取組をすすめる。	ア 甲独自のネットワークを通じての搜索や、圏域町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、乙と協議し、連携して取組をすすめる。	ア 乙独自のネットワークの活用を通じての搜索や、圏域市町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、甲と協議し、連携して取組をすすめる。

3 教育

(1) 図書館の広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館の広域利用を促進するため、図書館相互の連携を強化する。	圏域の郷土資料や行事等の情報収集、職員の資質向上の取組など、図書館の連携強化に関する総合的な調整を行うとともに、圏域の図書館情報を甲の住民に提供する。	甲と連携して、図書館の連携強化に取り組むとともに、圏域の図書館情報を乙の住民に提供する。

(2) 生涯学習の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習施設の利用を促進する。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、甲の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを乙と連携して取り組む。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、乙の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを甲と連携して取り組む。

(3) スポーツ大会等の誘致

取組内容	甲の役割	乙の役割
スポーツ大会等を誘致するため、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	<p>ア 乙及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の収集・共有や誘致活動を行う。</p> <p>イ 大会等の開催に必要な競技施設・宿泊施設等に関する管内調整を行う。</p> <p>ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。</p>	<p>ア 甲及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の提供や誘致活動に協力する。</p> <p>イ 甲が行う競技施設・宿泊施設等に関する管内調整に協力する。</p> <p>ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。</p>

4 産業振興

(1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
公益財団法人とかち財団や関係機関と連携して、農商工・産学官連携事業を推進するとともに、十勝圏域における地域ブランド（十勝ブランド）確立のため、PR事業などの取組をすすめる。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関との連絡調整を図るとともに、乙と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を乙と連携して行う。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。

(2) フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
農林水産業や食を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」及びバイオマスの利活用を、圏域全体で推進する。	ア 「フードバレーとかち」を推進するため、協議会を設置・運営するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を乙と連携して推進する。 イ 十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を乙と連携して推進する。	ア 協議会に参画するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を甲と連携して推進する。 イ 十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を甲と連携して推進する。

(3) 企業誘致の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
首都圏などの企業への発信力を高めるため、圏域が一体となった企業立地PRを行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約や連絡調整を行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約などに協力する。

(4) 中小企業勤労者の福祉向上

取組内容	甲の役割	乙の役割
とちぎ勤労者共済センターが実施する福利厚生事業の実施に対する必要な支援を行うとともに、中小企業の加入促進に向けた取組をすすめる。	市町村連絡協議会を主催するとともに、甲の区域内の企業に対し加入を促進する。	市町村連絡協議会に参加するとともに、乙の区域内の企業に対し加入を促進する。

(5) 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	<p>ア 帯広観光コンベンション協会と十勝観光連盟の連携を強化する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。</p>	<p>ア 十勝観光連盟の事業に参画する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の提案や各種イベント情報の集約に協力する。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。</p>

(6) 農業振興と担い手の育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
営農技術の向上や防疫対策など農業振興に関する広域的な取組をすすめるとともに、地域の担い手を育成するため、合同研修会などを開催する。	<p>ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連絡調整を図るとともに、甲の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。</p> <p>イ 合同研修会の開催に関する調整を行う。</p>	<p>ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約に協力するとともに、乙の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。</p> <p>イ 合同研修会の開催に関して、甲と連携して取り組む。</p>

(7) 鳥獣害防止対策の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進する。	鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。	鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。

5 環境

(1) 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指す。	環境モデル都市として、環境モデル都市行動計画に基づいた先駆的な取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。	低炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。

6 防災

(1) 地域防災体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における相互応援体制を構築する。	ア 大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 甲の地域における防災体制の充実に努める。	ア 甲と連携し、大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 乙の地域における防災体制の充実に努める。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

(1) 地域公共交通の維持確保と利用促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、生活交通路線の維持確保と利用促進の取組をすすめる。	生活交通路線の維持確保と利用促進に向けた取組を乙と連携して行う。	生活交通路線の維持確保と利用促進に向けた取組を甲と連携して行う。

2 地産地消の推進

(1) 地産地消の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
消費者が圏域の地産地消情報を入手できる環境を整備するとともに、関係機関と連携した取組を展開し、地産地消を推進する。	ア 圏域の地産地消に係るイベントや生産者の情報を集約するとともに、圏域の地産地消情報を甲の住民に提供する。 イ 地産地消に関するイベントなどに取り組む。	ア 地産地消に係るイベントや生産者の情報の集約に協力するとともに、圏域の地産地消情報を乙の住民に提供する。 イ 地産地消に関するイベントなどに取り組む。

3 移住・交流の促進

(1) 移住・交流の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の移住関連情報を一体的に発信し、移住・交流を促進する。	帯広市東京事務所など甲の都市機能を活用し、圏域の移住関連情報を一体的に発信する。	甲の都市機能の活用や各種事業などを通して、乙の移住関連情報を発信する。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成

(1) 職員研修及び圏域内人事交流

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の資質向上や人的ネットワークの構築を図るため、職員研修を合同で実施するとともに、圏域内人事交流を行う。	ア 甲が実施する職員研修に関する情報を乙に提供し、乙の職員が参加する機会を設ける。 イ 必要に応じて圏域内人事交流を行う。	ア 甲が実施する職員研修に協力するとともに、必要に応じて乙の職員を参加させる。 イ 必要に応じて圏域内人事交流を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

帯広市西5条南7丁目1番地

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

河東郡士幌町字士幌225番地

乙 士幌町

士幌町長 小 林 康 雄

議案第9号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求める。

住 所	士幌町字士幌西2線171番地56
氏 名	佐藤宣光
生年月日	昭和23年9月10日生

説 明

地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第10号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	士幌町字士幌東7線197番地の10
氏 名	山 田 英 寿
	昭和41年6月30日生

説 明

地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第11号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 士幌町字士幌西1線162番地40

氏 名 山 中 雅 弘

昭和30年2月1日生

説 明

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第12号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町民プール
- 2 指定管理者 帯広市東4条南10丁目2番地
株式会社 オカモト
代表取締役 岡本 謙一
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

説 明

士幌町民プールに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 13 号

士幌町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

士幌町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 28 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条に 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

別記様式を次のように改める。

別記様式

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>

備考 士幌町立学校の教育職員（校長及び教員をいう。）にあつては、この様式中「公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として」とあるのは、「教育を通じて国民全体に奉仕すべき責務を深く自覚し、教育に従事する公務員として」と書き替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

会計年度任用職員には地方公務員法第 31 条の規定が適用され、サービスの宣誓を行う必要があるため、条例を改正するものである。

議案第 14 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「21,000円（勤務時間が5時間未満のときは10,500円）」を「30,000円（勤務時間が5時間未満のときは15,000円）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

病院医師の宿日直手当について支給額を改定するため、条例を改正するものである。

議案第 15 号

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当支給条例（平成 16 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、予算の範囲内において町長の定めるところによる」を「、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 専門医加算 月額 100,000 円
- (2) 施設管理者加算 月額 20,000 円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地方自治法第 204 条第 3 項の規定に基づき、医師研究研修手当について支給額を定めるため条例を改正するものである。

議案第16号

士幌町監査委員条例及び士幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例案

士幌町監査委員条例及び士幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例

(士幌町監査委員条例の一部改正)

第1条 士幌町監査委員条例(平成8年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(士幌町国民健康保険病院事業条例の一部改正)

第2条 士幌町国民健康保険病院事業条例(平成20年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)が令和2年4月1日から施行されるのに伴い、関係条項のずれが生じることから改正するものである。

議案第17号

士幌町手数料徴収条例及び士幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

士幌町手数料徴収条例及び士幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(士幌町手数料徴収条例の一部改正)

第1条 士幌町手数料徴収条例(昭和43年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。)第4条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術推進法」という。)第7条第1項」に、「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術推進法第7条第1項」に改める。

(士幌町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 士幌町固定資産評価審査委員会条例(平成11年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「提出してしなければ」を「提出しなければ」に改める。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、条例を改正するものである。

議案第18号

士幌町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を改正する条例案

士幌町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を改正する条例

(士幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第1条 士幌町特定公共賃貸住宅管理条例(平成7年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号本文中「連帯保証人」の次に「(連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の12月分に相当する額とする。)」を加える。

(士幌町町営住宅管理条例の一部改正)

第2条 士幌町町営住宅管理条例(平成9年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「連帯保証人」の次に「(連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の12月分に相当する額とする。)」を加える。

第40条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

(士幌町公共賃貸住宅設置条例の一部改正)

第3条 士幌町公共賃貸住宅設置条例(平成10年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号本文中「連帯保証人」の次に「(連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の12月分に相当する額とする。)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、令和2年4月1日施行となるため、町営住宅関係の各管理条例の連帯保証人について、その保証の極度額を定めることが必要となるため、関係条例を改正するものである。

議案第19号

士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案

士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例
士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例（平成22年条例第9号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 担い手農業者への農地利用の集積・集約化の円滑、かつ、効果的な推進を図
るため、士幌町農地利用集積円滑化事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第4条第1項本文中「円滑化事業」を「担い手農業者への農地利用の集積・集約化
を円滑に促進するための事業（以下「円滑化事業」という。）」に改める。

第5条第1号中「（以下「円滑化団体」という。）」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

農業経営基盤強化促進法の改正により、条例を改正するものである。

議案第20号

士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案

士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例

士幌町立学校設置条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3

高等学校

名称	位置
北海道士幌高等学校	士幌町字上音更21番地15

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（士幌高等学校教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）
- 2 士幌高等学校教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和57年条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

士幌町立高等学校教育職員の給与等に関する条例

第1条中「士幌町立士幌高等学校」を「士幌町立高等学校」に、「給与、」を「給与、旅費、勤務時間その他の」に、「の特例に関する」を「について、必要な」に改める。

第2条中「北海道の次の条例」を「北海道立高等学校の教育職員」に改め、同条各号を削る。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。
第15条の2第1項中「士幌高等学校」を「士幌町立高等学校」に改める。
（士幌高等学校寄宿舎設置条例の一部改正）
- 4 士幌高等学校寄宿舎設置条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

士幌町立高等学校寄宿舎設置条例

第1条中「士幌高等学校寄宿舎」を「士幌町立高等学校寄宿舎」に改める。

第2条第1号中「士幌高等学校寄宿舎高原寮」を「北海道士幌高等学校寄宿舎高原寮」に改める。

第3条第1号中「士幌高等学校」を「北海道士幌高等学校」に改める。

(士幌町修学資金貸付条例の一部改正)

5 士幌町修学資金貸付条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「士幌高等学校」を「士幌町立高等学校」に改める。

説 明

士幌町立高等学校について、名称及び位置を改正し、関係条例を改正するものである。

議案第21号

士幌高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例案

士幌高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例
士幌高等学校の授業料等徴収条例（昭和56年条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

士幌町立高等学校の授業料等徴収条例

第1条から第6条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、士幌町立高等学校（以下「高等学校」という。）の授業料等の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

（授業料等の徴収）

第2条 高等学校においては、授業料及び入学料を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、高等学校においては、証明書交付手数料を徴収する。ただし、高等学校に在学する者に係るものについては、この限りでない。

（授業料等の額）

第3条 前条第1項に規定する授業料及び入学料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 授業料 年額118,800円

(2) 入学料 5,650円

2 前条第2項に規定する証明書交付手数料の額は、次に掲げる証明書の交付について、1通につき400円とする。

(1) 卒業証明書

(2) 修了証明書

(3) 成績証明書

(4) 単位修得証明書

(5) 調査書

(6) その他の証明書

（納付方法等）

第4条 授業料、入学料及び証明書交付手数料は、教育委員会が定めるところにより納めなければならない。

2 既に納付した前条各項に規定する授業料その他の費用は、還付しない。ただし、授業料については、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第5条 授業料、入学料及び証明書交付手数料は、教育委員会が必要と認めたときは、減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

士幌町立高等学校の振興策として入学検定料を廃止し、証明書交付手数料を新たに規定するため改正するものである。

議案第22号

令和2年度士幌町一般会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第23号

令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第24号

令和2年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第25号

令和2年度土幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度土幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第26号

令和2年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第27号

令和2年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第28号

令和2年度士幌町公共下水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第29号

令和2年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和2年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。